

議案第12号

芽室町交通安全指導員設置条例中一部改正の件

芽室町交通安全指導員設置条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成24年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例

芽室町交通安全指導員設置条例（昭和45年芽室町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「10人」を「12人」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

| 区分   | 支給額  | 摘要                           |
|------|--|------------------------------|
| 報酬   | 幼児及び児童生徒の登下校（園）時に交通指導業務に従事する専任交通指導員1時間当たり1,280円                                      | 1日4時間の勤務を原則とする。              |
|      | 専任交通指導員が休暇等により、指導員が代替として上記の業務に従事する場合1時間当たり1,280円                                     | 時間に30分以上の端数があるときは、これを1時間とする。 |
|      | 指導員が通常の場合出動の日に応じ1時間当たり710円。ただし、臨時的な交通指導のため日曜日、祝日又は休日等に出動した場合は、前記支給額の100分の150以内で支給する。 | 時間に30分以上の端数があるときは、これを1時間とする。 |
| 費用弁償 | 職員旅費支給条例別表第1の2級に相当する額  |                              |

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 説 明

指導箇所追加に伴い、専任交通指導員を増員しようとすることから、定数に係る規定を改正するものであります。併せて、指導員が交通指導業務に従事する場合における報酬単価等を改正しようとするものであります。

芽室町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案                                       |  |                              | 現行  |  |                              |
|---|--|------------------------------|---|--|------------------------------|
| (定数)<br>第5条 指導員の定数は、30人(うち専任交通指導員12人)とする。 |  |                              | (定数)<br>第5条 指導員の定数は、30人(うち専任交通指導員10人)とする。 |  |                              |
| 別表(第8条関係)                                 |  |                              | 別表(第8条関係)                                 |  |                              |
| 区分  | 支給額  | 摘要                           | 区分  | 支給額  | 摘要                           |
| 報酬  | 幼児及び児童生徒の登下校(園)時に交通指導の業務に従事する専任交通指導員1時間当たり<br>1,280円                         | 1日4時間の勤務を原則とする。              | 報酬  | 幼児及び児童生徒の登下校(園)時に交通指導の業務に従事する専任交通指導員1時間当たり<br>1,100円   | 1日4時間の勤務を原則とする。              |
|   | 専任交通指導員が休暇等により、指導員が代替として上記の業務に従事する場合<br>1時間当たり<br>1,280円                     | 時間に30分以上の端数があるときは、これを1時間とする。 |   | 指導員が通常交通指導業務に従事する場合<br>出勤の日に応じ1時間当たり700円。ただし、臨時的な交通指導のため日曜日、祝日又は休日夜間等に出動した場合は、前記支給額の100分の150以内で支給する。 | 時間に30分以上の端数があるときは、これを1時間とする。 |
|   | 指導員が通常交通指導業務に従事する場合<br>出勤の日に応じ1時間当たり710円。ただし、臨時的な交通指導のため日曜日、祝日又は休日夜間等に出動した場合 | 時間に30分以上の端数があるときは、これを1時間とする。 |   | 費用弁償   | 職員旅費支給条例別表第1の2級に相当する額        |

| 改正案  |                          | 現 行 |
|--|--------------------------|-----|
|  | は、前記支給額の100分の150以内で支給する。 |     |
| 費用弁償   | 職員旅費支給条例別表第1の2級に相当する額    |     |
| <p><u>附 則</u><br/> <u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u></p> |                          |     |